

平成 15 年 8 月 29 日

関係各位

株式会社東京スター銀行

東京スター銀行

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」

の要約について

株式会社東京スター銀行（東京都港区：代表執行役頭取タッド・バッジ）は平成 15 年 3 月 28 日に金融庁より公表されました「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、個人・中小企業のお客さまへの支援、金融サービスの提供を通じ、中小企業の再生及び地域経済の活性化を図るための各種取り組みとして「リレーションシップバンキング機能強化計画」を策定し、本日提出いたしました。

東京スター銀行は、首都圏という巨大マーケットにおいて、開業当初より健全で透明度の高い銀行を目指すとともに、東京信用組合、東京中央信用組合、千葉県商工信用組合及び中部銀行からの営業譲受を行い、預金保険法の主旨である「善意かつ健全な債務者の保護」の実践に積極的に取り組んでまいりました。また、小規模事業主向け無担保融資の提供、信用保証協会の保証のない融資スキームによる「東京都第三回 C L O」の中核金融機関に指定されるなど地域社会経済への貢献を念頭に置いた商品開発をしております。特に民事再生法などを申請して再建を目指す企業向け融資「DIP ファイナンス」など事業再生支援においては国内金融機関の中でもトップクラスの支援実績を上げております。

今後も東京スター銀行は、「リレーションシップバンキング機能強化計画」の基本方針に基づき、「顧客の視点」「社内プロセスの視点」「学習と成長の視点」から「創業・新事業支援機能の強化」「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」「早期事業再生に向けた積極的な取り組みの強化」「新しい中小企業金融への取り組みの強化」について、特定分野に経営資源を集中したスピード感のある経営を進め、健全性、収益性を確保しながら業務に取り組んでまいります。特に、ネットワークの構築を図り、戦略的、効率的に情報の絶対量と精度を向上させ、ベンチャー企業の支援や人材育成の強化に取り組む、地域金融機関として個人・中小企業のお客さまの将来に対する不安を軽減し、地域さらには日本経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

以上